

「(仮称) 東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例骨子(案)」のパブリックコメント実施結果について

- 1 意見提出期間 令和元年10月1日(火)～10月31日(木)
 - 2 意見提出者 58名
(ホームページ33名、FAX13名、窓口への持参9名、郵送3名)
 - 3 意見総数 124件
 - 4 閲覧場所 障害福祉課、区政資料室、区立図書館、地域振興室、北区ホームページ
 - 5 提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方
- ※類似する意見は取りまとめて公表しています。

◆条例のあり方に関すること 44件

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
1	<p>議会で、「北区手話言語条例(仮称)制定に関する件」の陳情が採択されたにもかかわらず、なぜ障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例との二本立てになってしまったのでしょうか。骨子案はろう者の方々が求めている条例ではありません。手話言語条例一本での成立をお願いいたします。</p> <p>【同様の意見が他に32件】</p>	<p>障害者団体代表者等により構成する北区自立支援協議会で検討したところ、一つの障害を対象とした条例ではなく、障害者全体の意思疎通の支援を盛り込んだ条例にしてほしいという意見が多数を占めました。区としても、区民の誰もが安心して暮らし、地域の一員として活躍できる共生社会を築いていくため、障害の特性に応じた多様な意思疎通の支援を含めた条例が望ましいと考えています。</p>
2	<p>本来は「手話言語条例」と「意思疎通支援条例」それぞれ独立した条例にすべきだと思います。しかし、変更が出来ないのであれば、手話言語の部分と意思疎通支援の部分に分けて書いて、内容がはっきり分かるようにして頂きたい。</p> <p>【同様の意見が他に6件】</p>	<p>手話言語条例は、手話が言語であることを定めるだけでなく、ろう者が手話を使って意思の疎通を行うことができる地域社会を目指すことが目的です。そのために、手話言語の理解及び手話を使用するための環境整備等の普及の取組を進めることが重要であり、これは意思疎通を支援するための条例の目的や内容と共通するものです。</p> <p>(次頁に続く)</p>

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
		<p>共生社会を実現するためには、手話言語に限らず、障害の特性に応じた意思疎通のための手段の普及を図ることが不可欠であり、目的や内容が共通するものを2つに分けるのではなく、ろう者を含めた全ての障害者の意思疎通の支援を図っていききたいというのが区の考えです。</p> <p>なお、条例（案）では、手話言語と意思疎通支援のそれぞれの内容が明確になるように配慮します。</p>
3	<p>条例骨子案は、手話言語条例だけでなく、意思疎通支援条例を混ぜ込んだものになっており、陳情の目的が達せられていない。言語の問題と意思疎通の問題は違うものである。あいまいなまま条例を制定するのなら、急ぐ必要はない。</p> <p>【同様の意見が他に3件】</p>	<p>条例骨子案の意義は、手話言語の確立及び障害者の円滑な意思疎通を図ることにあります。また、陳情の趣旨を尊重し、手話が言語であるという認識の下に、手話言語の理解の促進、手話の普及及び環境整備について、明記しています。</p>

◆前文に関すること 3件

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
1	<p>「私たちは、手話が、～略～、確立された言語であることを踏まえ、その理解の促進に努めていかなければならない。」は、表現が不十分だと感じます。手話を使って安心して生活できていない現状が、この条文で改善され保障されるとは考えにくく、「地域における手話の使いやすい環境を構築すること」「手話を使用する区民が、手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現」「手話により相互に意思を伝え合い、情報を共有する権利を有し、その権利が尊重される社会」が叶うような条例にしてほしいと願います。</p>	<p>前文では、手話をはじめとした障害の特性に応じた意思疎通の手段を選択しながら、充実した生活を送ることができる地域社会の実現を目指すとして記載しています。</p>

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
2	前文にある「私たち」は誰のことでしょうか。北区であればそのように明記していただきたいです。	北区に限らず、区民及び事業者も含んでいます。共生社会を実現するためには、区民及び事業者が、区とともに取組を進めていくことが重要だと考えます。
3	「全ての区民が、手話が言語であることへの理解を促進するとともに、障害の特性に応じた意思疎通の手段を選択しながら、充実した生活を送ることができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。」は、「全ての区民」を主語にしたいならば、一つにまとめず、「手話が言語であることへの理解」をお願いする部分と、障害者が「障害の特性に応じた意思疎通の手段を選択しながら、充実した生活を送ることができる地域社会の実現を目指す」部分に分ければ分かりやすいと思います。	条例(案)では、分かりやすい表現になるように配慮します。

◆目的に関すること 1件

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
1	「全ての区民が」という言葉が入ると、文章がおかしいような気がしました。また、骨子(案)概要資料の条例制定の目的と、骨子(案)の前文に「全ての区民が、手話が言語であることへの理解を促進する」とありますが、全ての区民が理解を促進するのではなく、「北区」が「区民に対して」「理解を促進する」のほうが日本語として理解できます。また、区民が理解するだけならば、「全ての区民が、手話が言語であることを理解し」とすれば良いと思います。	条例の制定により、「全ての区民が」障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指すという趣旨になります。また、制定目的の一つは、区が、区民に対して手話が言語であることへの理解を促進することにあります。

◆定義に関すること 8件

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
1	<p>意思疎通の手段として、手話が入っているが、「手話は言語である」ということの確立に関する条例なのに、手段になってしまうのは大きな間違い。日本語を障害の特性に合わせて伝えるための手段である筆談や点字などは、すべて日本語である。手話は日本語とは全く違う文法を持つ、一つの確立した言語である。その理解促進のための条例であるのに、この定義で他の手段と同列に並べられてしまうことは、この条例の根幹に関わる間違いであると思う。</p> <p>【同様の意見が他に5件】</p>	<p>言語は意思疎通に不可欠であり、言語である手話は、手段の一つであると考えます。</p> <p>なお、ご意見の趣旨を踏まえ、条例(案)では、手話が言語であることが明確になるように配慮します。</p>
2	<p>条例骨子(案)にある「ろう者」や「障害者」には、「ろう児」や「障害児」も含まれますが、併記した方が分かりやすいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見について、参考にさせていただきます。区は、ろう児、障害児を含む全ての障害者の意思疎通の支援に努めてまいります。</p>
3	<p>「意思疎通の手段」は、①「手話」、「筆談」、「点字」、「短い言葉等を使った簡易な表現」等でしょうか。それとも、②「手話、筆談、点字、短い言葉等・・・を使った簡易な表現」等でしょうか。それぞれの解釈をする方々がいます。</p>	<p>①です。簡易な表現の例として、短い言葉、絵、写真等を使うなど障害者に配慮した分かりやすい方法を想定しています。</p>

◆基本理念に関すること 1件

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
1	<p>聴覚障害者は日本語でのやり取りが苦手な方もいます。それは母語が手話だからです。困った時に、日本語のやり取りでは間に合わないこともあります。緊急時及び災害時こそ手話が必要です。意志疎通だけでなく「情報取得」も命にかかわることなので追記検討してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、条例(案)では、情報取得についても盛り込むように配慮します。</p>

◆手話言語に関すること 13件

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
1	<p>区民の皆さんに、手話は言語であると理解してもらえる様になれば良いと思います。手話が普及して、聞こえない人への理解が広まれば、もっと住みやすい社会になるのではと思います。</p> <p>【同様の意見が他に6件】</p>	<p>条例の制定により、手話が言語であることへの理解を促進するとともに、障害者の意思疎通の支援を行う者の養成や環境整備等の施策を推進し、円滑な意思疎通を図ることができるよう努めてまいります。</p>
2	<p>私たちは日本語を手話に変えているのではありません。手話で考えています。だから文章を書くのは苦手です。手話で考え、手話で話しています。手話が言語だと知ってほしいです。</p> <p>【同様の意見が他に3件】</p>	<p>ご意見について、参考にさせていただきます。手話言語及びろう者への理解に努めてまいります。</p>
3	<p>聞こえる幼児は言葉をまだ覚えていないため、両親や大人に向かって動作や感情で表現している。やがて言葉を覚えるようになると、状況や表情などの意味合いを深めて成長していく。聞こえない人は言葉が耳に入らないため、状況や表情などの意味合いを深めていくのが難しい。そのため文が苦手である。この状況や表情などは非言語的な手がかかり（微笑やジェスチャーなど）すなわち手話言語と同じことである。</p>	
4	<p>日本人は日本語を学ぶと同時に、日本の歴史や文化も学び、慣習を大切にしています。ろう者の母国語である手話を言語として認めるということは、ろう者や手話の歴史・文化・慣習等も尊重し、理解を促進することではないでしょうか。手話は日本語とは異なる、独自の表現方法・文化・慣習を持っています。日本語を別の表記で表す筆談や点字などとは異なります。手話は日本語とは異なる全く別の言語です。</p>	

◆手話・ろう者についての学びに関すること 16件

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
1	<p>今、小学校から英語教育が始まっていますが、「手話」も1つの言語、「日本人同士の意味疎通のために必要な言語」として小学校から授業に取り入れ、ろう者を「障害者」でなく「他言語を使う日本人」として認識できるようにすることも大切な教育ではないでしょうか。差別の抑制にも繋がっていくと思います。</p> <p>【同様の意見が他に6件】</p>	<p>ご意見について、参考にさせていただきます。また、所管部署に対して情報提供いたします。</p>
2	<p>学校教育の中で、車いす・白杖・点字などといった障害者に対する理解を深める学習は進んでいるように思います。しかし、手話が言語であるといったことはなかなか実践されていないように思います。手話言語やろう者への理解も深めていくことは大切なことと考えます。</p> <p>【同様の意見が他に4件】</p>	<p>ご意見について、参考にさせていただきます。今後、福祉教育プログラムの中で、手話言語やろう者への理解促進についても検討してまいります。</p>
3	<p>区民の皆様をお願いをする前に、まず職員の皆様が、手話を覚え、ろう者とコミュニケーションをとる努力をお願いしたいと思います。</p> <p>【同様の意見が他に1件】</p>	<p>区の職員も、手話が言語であることを十分に理解し、手話通訳者と連携をとりながら、ろう者の方とコミュニケーションをとれるよう努めてまいります。</p>
4	<p>ろう者が生活のため、そして、将来の自己実現のために、学びのための支援や環境づくりを通じて安心して学び、その学びを元に活躍できるようにするためには、一層の環境整備が必要です。</p>	<p>まずは、手話が言語であることへの理解を促進するとともに、障害者の円滑な意思疎通を図っていきます。学びのための支援や環境整備については、今後の検討課題とします。</p>
5	<p>命に関わる医学面のコミュニケーション、緊急時のコミュニケーション、対面式接客によるコミュニケーションなどの課題をなくすためには、手話が必要。手話ができるよう勉強する場を作り、勉強する環境を整えてほしい。</p>	<p>区では、手話講習会を開催し、手話通訳者やボランティアの養成に努めています。今後も、手話のできる人を増やしていけるよう、手話講習会の充実に努めてまいります。</p>

◆手話が使え環境等の整備に関すること 15件

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
1	災害時に聞こえない方が逃げ遅れることのないよう、また避難所でコミュニケーションの壁を感じることなく安心できるように情報保障をお願いします。 【同様の意見が他に3件】	北区防災気象情報メール配信サービスなどの利用促進を図るとともに、避難所に手話通訳者を派遣するなど災害時の情報提供に努めてまいります。
2	私にとって手話は言語です。どこに行っても手話が通ずる生活がしたいです。 【同様の意見が他に3件】	ご意見について、参考にさせていただきます。手話が言語であることへの理解を促進するとともに、障害者の意思疎通の支援を行う者の養成や環境整備等の施策を推進し、円滑な意思疎通を図ることができるように努めてまいります。
3	お店や病院などに、手話でお話ができる人をいれてください。もし、手話ができなくてもやさしく筆談で対応してほしい。	
4	病院受診のとき、受付で私は耳が聞こえないと伝えたと、マスクをしたままで返事がきた。受付の方の口型が読みとれず困った。	
5	聞こえない高齢者は福祉施設で孤立してしまします。高齢者施設などで手話を使う職員が増えるようにしてください。	
6	文章を読んだり、書いたりすることが苦手なろう者もたくさんいます。ワイプなどを使って手話で知らせてほしい。	
7	駅や病院にタブレットを置いて欲しい。	ご意見について、参考にさせていただきます。
8	電車の（緊急）アナウンスは聞こえないので、文字表示にして、のりかえ案内など即時に出せるようにして下さい。	
9	ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい（環境）の整備を求めたいです。	骨子（案）に、障害者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備を明記しています。

◆ろう者への理解に関すること 5件

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
1	<p>障害のある方にとって、障害のために情報が遮断されるのは、合理的配慮に欠けることでしょう。手話や筆談、意思疎通のための支援が必要な方もいると思います。その必要性について、行政が主体となって取り組むことは当たり前のことだと思います。まず、公共の場で、理解を深めていくことから、そして、具体的な養成や実施まで、進めてほしいです。</p> <p>【同様の意見が他に2件】</p>	<p>区では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の普及啓発事業（パンフレットの作成や障害者を題材とした映画上映会の開催等）を実施し、障害理解の促進に取り組んでいます。条例の制定により、障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する地域社会の実現をより一層目指してまいります。</p>
2	<p>ろう啞者の方、その組織の方、それらの関係者の方達は社会に対し遠慮されているように思います。今、社会は障害のある方に対し理解し協力しようとしています。障害のある方ももう一声発せられてはと思います。</p>	<p>ご意見について、参考にさせていただきます。</p>
3	<p>世の中は健聴者でないと生きづらいことが多々あります。それを聞こえないという理由だけで諦めてしまう、我慢するしかない現状を変えていってほしいと思います。ぜひ手話のある世界が普通であるようになってほしいと思います。</p>	<p>条例の制定により、区民の誰もが安心して暮らし、地域の一員として活躍できる共生社会を築くことを目指してまいります。</p>

◆パブリックコメントの実施方法に関すること 12件

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
1	パブリックコメントの提出方法が日本語だけなのはおかしい。そもそも条例骨子案も日本語だけなので、ろう者は理解できない人も多い。だから条例が必要なのだと思う。せめて、手話で説明動画を作り、HPに載せたり、ろう者は手話でパブリックコメントを述べても良いとするなど、工夫が必要だと思う。 【同様の意見が他に8件】	ご意見について、参考にさせていただきます。区は、文書を読むことや書くことができない方などに対して、等しく情報が行き渡り、意見が提出できるよう配慮する必要があります。パブリックコメント制度の所管部署にも情報提供し、今後の検討課題として考えてまいります。
2	手話が言語であることの理解を促進するための条例であるのに、パブリックコメントに際し、なぜ骨子案は「日本語」文書のみを発表なのだろうか。手話を言語とする聴覚障害者から意見を聞く気がないのだろうか。パブリックコメント自体のやりなおしを望む。手話は日本語とは違う全く別の言語である。それを排除したパブリックコメントの実施は差別である。 【同様の意見が他に1件】	なお、手話による意見の申し出があった場合は、手話通訳者と連携をとり、文書に直し、意見として受け付けています。今回、聴覚障害当事者を含め意見を聴取できていることから、パブリックコメントのやり直しはいたしません。また、条例制定後は北区ホームページに条文の手話動画を掲載するなど、ろう者への配慮に努めます。
3	パブリックコメントを実施するにあたり、条例（案）の全文を公表してほしい。	資料は、わかりやすいよう、条文形式ではなく、条例案の骨子・概要を公表しています。

◆その他（検討過程、施策の実施等）に関すること 6件

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
1	情報コミュニケーションの部分において、他の障害者団体にもヒアリングをしたのか。経過説明をみると、ヒアリングは聴覚障害者の団体のみ。視覚障害者や知的障害者等の団体からの意見はどうなっているのか。意思疎通の手段が、手話、筆談、点字、短い言葉等であるが、他にもあるはずである。「等」に含まれているのか。	北区自立支援協議会及び専門部会において、身体・知的・精神障害者団体の代表者から、一つの障害を対象としたものではなく、全ての障害者の意思疎通の支援を盛り込んだ条例にしてほしいという意見が寄せられています。意思疎通の手段は代表的なものを記しており、他にもあります。

No.	意見の要旨	意見に対する区の考え方
2	<p>検討経過で、平成31年2月に北区自立支援協議会、3月に陳情者の北区聴覚障害者協会等へヒアリングを開始したとありましたが、陳情を出した団体へのヒアリングが後になったのは通常のことなのでしょうか。</p>	<p>2月の自立支援協議会は、条例の検討を開始するという説明を行いました。具体的な検討は、専門部会（権利擁護部会）で3月以降に行っており、陳情者のヒアリングはその前に行っております。</p>
3	<p>手話は福祉施策の一環に位置付けられていますが、福祉の分野だけに関わるものではなく、生活全般に及ぶものです。聞こえる人も手話を使います。障害を持つ当事者の意見は大事ですが、もっと広くタウンミーティングなどを開催し、一般区民との話し合いも必要だったと考えます。</p>	<p>ご意見について、参考にさせていただきます。今後、より広く区民との話し合いの場を設けられるよう努めてまいります。</p>
4	<p>条例が制定されれば、自動的に手話言語の理解が進むわけではなく、具体的な方策が必要です。一般社会・民間事業者・行政内部に対しての働きかけや、教育の場において、手話への啓発事業はどのように行っていくか等、具体案をお示してください。</p>	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の普及啓発と併せて、リーフレット作成やイベントの実施など手話言語の理解促進に向けて具体的事業の検討をしてまいります。</p>
5	<p>条例制定にあたり、今後具体的な施策の検討や周知が行われると思いますが、十分な検討をお願いいたします。また制定された後も、一定期間をもって内容について見直しの機会とともに、条文への明記を要望します。</p>	<p>ご意見について、参考にさせていただきます。また、条例の施行状況を勘案し、必要に応じて見直しを図ってまいります。</p>
6	<p>一般財団法人全日本ろうあ連盟のホームページに、日本手話言語法案の掲載があります。参考にさせていただきたいです。</p>	<p>ご意見について、参考にさせていただきます。</p>